

令和4年度ドライブレコーダ機器等導入促進助成金のご案内

標記の件につきまして、交通事故の防止に資することから今年度もドライブレコーダ車載器の導入に係る費用に対して、一部助成を実施することになりました。

つきましては、下記条件により別紙要綱に基づき実施しますのでご案内いたします。

記

1. 申請期間 令和4年6月1日(水) ～ 令和5年2月28日(火)
(土日祝祭日及び休館日は除く)
※但し、助成枠に達した場合は、申請期間内であっても受付終了予定
2. 助成対象
 - ・ 新たに導入した機器で、令和4年3月1日(火)～令和5年2月28日(火)までに装着及び支払いが完了したもの。
※リース・割賦契約の場合は、上記期間に装着したもの
 - ・ 会員所有の県内営業ナンバーの車両に装着したものに限る。
3. 助成金額 車載器1台あたり 10,000円(分類は問わない) (別紙2の通り)
(但し、機器の取得価格が1万円を下回る場合は、取得価格の千円未満切り捨てた額を助成金額とする。機器の取得価格には機器本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとし、取付工賃や消費税は取得価格に含まないものとする。)
※申請は1事業者あたり10台を上限とする。
4. 対象機器 全ト協が指定するドライブレコーダ車載器
※別紙、対象機器一覧に該当する機器に限る
5. 助成枠 4,000千円
6. 申請要領 別添の様式H「令和4年度ドライブレコーダ機器等導入促進助成金交付請求書」に必要事項を記入し、次の①～④の添付書類を添えて申請する。
 - ① 買取の場合：請求書(写)、領収証(写)及び見積書(写)(3点)
リース・割賦の場合：契約書(写)、借受証等(写)及び見積書(写)(3点)
(リース契約書に車台番号(又は登録番号)の記載がある場合は、借受証等の添付不要)
 - ② 機器名、取得価格が上記書類で確認できない場合は、新たに導入したことがわかる書類(写)。【請求明細書・主要装備一覧表等】(中古品等対象外)
 - ③ 装着証明書(写)
 - ④ 装着した車両の車検証の写し等※原則、交付申請書は事業完了日から3か月以内または令和5年2月28日までのいずれか早い日までに提出願います。但し、領収証を交付申請時に添付できない場合は、後日提出でも可とする。

[問合せ先] (一社)栃木県トラック協会 業務部

TEL 028-658-2515 FAX 028-658-6929